

いじめを見逃さない・

風通しのよい学校づくり

～児童が安心して学ぶことができる環境を～

「内灘町立鶴ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針」



令和8年4月

内灘町立鶴ヶ丘小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

石川県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本県におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

— 目 次 —

1 いじめの問題への基本姿勢	p 1
2 いじめの防止等のための組織及び施策等	3
3 いじめの理解	5
4 いじめの未然防止	9
5 いじめの早期発見	1 3
6 いじめに対する措置	1 8
7 インターネット上のいじめへの対応	2 7
8 家庭・地域の役割	3 0
9 重大事態への対処	3 1
1 0 年間計画、いじめ問題対策チーム（常設）	3 4
参考資料1 県教育委員会が行う具体的な施策	3 5
参考資料2 いじめの問題への取組チェックポイント	3 7

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、各学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が発生している。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知すること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの児童にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく 継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 石川県におけるいじめの防止等のための組織及び施策等

本県では、これまで 学校・家庭・地域の関係機関で構成する「心の教育推進協議会」において、県民挙げて児童たちの豊かな心を育む教育を推進しており、この協議会でいじめ・不登校対策にも取り組んできた。

「法」の制定を受け、この協議会のもとに「いじめ問題対策特別委員会」及び「実務者連絡会」を設置するなど必要な体制を整備し いじめの防止等に取り組むこととした。

(1) いじめの防止等のための組織等

ア 「いじめ問題対策特別委員会」

「心の教育推進協議会」に「法」の趣旨に基づくいじめ問題対策連絡協議会に代わる機関として「いじめ問題対策特別委員会」を設ける。

「いじめ問題対策特別委員会」は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

イ 「実務者連絡会」

「いじめ問題対策特別委員会」のもと、県の基本方針に基づく対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関に代わる機関として「実務者連絡会」を設置する。

ウ 「いじめ問題調査組織」

県教育委員会は、調査の必要がある場合には、いじめ問題に関する公平性・中立性が確保される構成員から成る「いじめ問題調査組織」を設け、調査を行うものとする。

エ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー（以下ＳＣと表記）やスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷと表記）等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

(2) 県教育委員会が行ういじめの防止等のための施策等

ア 財政上の措置等

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

イ いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備等

心理や福祉の専門であるＳＣ・ＳＳＷ等を活用し、教育相談体制を整備するとともに、「２４時間児童ＳＯＳ相談テレホン」や「いじめ１１０番」（警察）など、電話相談体制について周知する。

ウ インターネットや携帯電話を利用したいじめに対処する体制の整備

児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）に対処する体制を整備する。

エ いじめの問題に係る教員研修等の実施

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、石川県教員総合研修センター等と連携し、教職員研修の充実を図る。いじめの問題をテーマとした全県的な協議会等の開催や、いじめの問題に関する指導・啓発のための資料等の作成に取り組む。

オ 「いじめ対応アドバイザー」の派遣

心理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者など、外部専門家等の活用を推進する。

カ いじめの問題に係る啓発活動の実施

保護者など県民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、広報啓発を充実させる。

3 いじめの理解

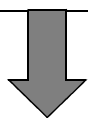
いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

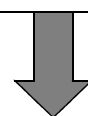
＜平成17年度「問題行動等調査」まで＞

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。



＜平成18年度「問題行動等調査」より＞

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。



＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - *好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
 - *軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。
 ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

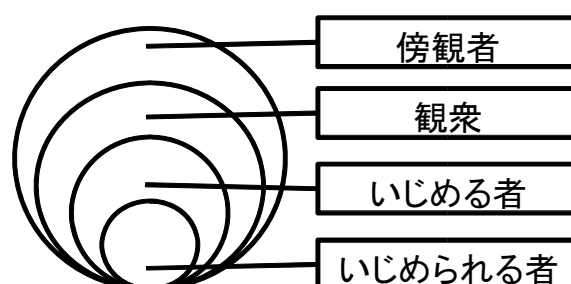
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する行為の事例について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「**暴行**」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「**傷害**」(刑法第 204 条)
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「**暴行**」(刑法第 208 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅かすメールを送る → 「**脅迫**」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「**強要**」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「**恐喝**」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「**窃盗**」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「**強盗**」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「**器物損壊等**」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「**名誉棄損**」(刑法第 230 条)、 「**侮辱**」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「**強制わいせつ**」(刑法第 176 条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「**児童ポルノ提供等**」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

4 いじめの未然防止(温かな人間関係づくり・学級経営を通して)

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

【取組】

・全員の深い学びを生み出すことをめざした授業づくり

算数科を中心として、児童の見方・考え方を働かせていく手立てや、児童がかかり合って表現するための手立てを学校全体で模索していくことで、児童の自己肯定感やコミュニケーション能力が向上するようにする。

・学習指導の場における積極的な生徒指導

学習指導に際しては、生徒指導の視点を生かし、児童一人一人の自己存在感を高めるとともに、共感的な人間関係を育成する。また、自己決定の機会を保障し、主体的な学びを促すとともに、安心して学びに向かうことができる安全・安心な学級風土の醸成に努める。

・学校研究の充実

教職員が互いの授業を参観し研修できる体制づくりを進め、互いにアドバイスをし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組】

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育

道徳教育の目標を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育を意図的・計画的に実践する。

また、週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。

さらに、年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。

・魅力的な教材の開発や活用

児童にとって魅力的な資料提示となるよう、地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、児童の心に残る道徳の時間を心がける。

・人権週間での取組

人権週間には、全校集会において人権に関する講話を行い、児童の人権意識の向上を図る。

・ネットモラル教育

児童を対象にインターネットモラルに関する講座を実施するとともに、教職員が授業等において発達段階に応じた指導を継続的に行う。

(3) 規範意識の育成

社会生活における規律や校内での規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

【取組】

・ 月目標の工夫

毎月の生活目標の意識を高めるため、全校集会での講話の後、学級で独自の具体的な目標を設定する。月の中間に達成人数を集計し、達成率を確認するとともに、その状況を掲示することで児童が実態を把握できるようにする。また、教職員が良き手本となるよう率先垂範に努める。

・ 学習ルール徹底

学習ルールの徹底を図るため、「聴く」ことを大切にした学習規律の確立に努め、授業を通して継続的に指導を行う。

・ 問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が自分は他者から認められている、自分には良い所があるという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を提供し、児童の自己肯定感が高められるよう努める。

【取組】

・ 児童の活躍の場

行事やつるサポ活動、リーダー会議に加え、学級の係活動を通して、より多くの児童に役割と活躍の機会を与える。

・ キラキラさんカードの取組

キラキラさんカードの取組を通して、教師や他の児童から認め褒められる経験を積み上げることで児童の自己肯定感が育まれるようにする。

・異学年交流ふれあいグループ活動

異学年交流ふれあいグループ活動を通して、児童同士の交流を広め、深める機会をもつ。また、ふれあい遠足では、6年生が中心となって計画した活動を異学年グループで行い、学年を越えた関わりをさらに深める。

(5) 児童会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくるよう指示する。また、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進するよう指示する。

【取組】

・異学年交流ふれあいグループ活動

お互いを認め合う心を育てるため、ふれあいグループ（たてわり）活動を行い、グループでの掃除やふれあい活動を通して交流を深める。

・リーダー会議

委員委員長や学級代表の児童が集まるリーダー会議を設け、学校をよりよくする取組や、いじめを許さない風土づくりに向けた話し合い活動を行っている。これらの活動を通して、児童がいじめの問題について主体的に考え、議論する機会を確保し、学校全体でいじめの未然防止に取り組む。

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むことを通じて自己肯定感を高める。

(7) 児童が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれたり、物事を多面的な立場で捉えたりすることを通して、相手や周りを気遣う気持ちを育む。

（８）家庭や地域と連携した取組

児童だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

【取組】

- ・地域の防犯協議会や保護者からの相談等から、児童の様子を広く情報収集できる体制を構築する。

（９）人間関係をつくっていくための具体的な取組

児童の人間関係が温かなものとなるよう、以下の取組を行う。

【取組】

- ・毎月の心のアンケートをもとにして、児童一人一人への声かけや個人面談を定期的に行う。また、年２回は家庭でアンケートに回答する機会を設け、保護者と連携しながら児童の見守りを行う。

※人間関係づくりの取組はおこなっていないため削除し、アンケートの内容を訂正した

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は毎月１回いじめ・不登校に関するアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人懇談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処法を定めておく必要がある。さらに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・アンケートや個人面談等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月1回児童の心に関するアンケート調査を実施する。困っているような児童については個人面談を行う。個人面談の結果は、一括で集約し、面談内容、指導について記載する。
- ・アンケートの検証方法の改善
アンケート集約後、いじめ問題行動対策チームにて認知する。
アンケートの検証結果については、職員で資料を共有する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・SC・SSW等の効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で 児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が発するサインを見逃さず児童が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、児童にとって勇気のあることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 表情が冴えず、うつむきがち ○ 出席確認の声が小さくなる
授 業 開 始 時	○ 忘れ物が多くなる ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている ○ 一人だけ遅れて教室に入る
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ グループ分けて孤立することが多い ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が多い (机を合わせないなど) ○ 保健室によく行くようになる ○ 責任ある係の選出の際、冷やか し半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ 集中してボールを当てられる ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 遊びの中で、いつも 同じ役をしている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの 中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ 嫌われるメニューの時に多く盛 られる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その児 童が配膳すると嫌がられる ※ 好きな物を級友に譲る
清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 用事がないのに学校 に残っている日がある ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 部活動に参加しなくなる ○ 急いで一人で帰宅する ※ 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）
授業中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている ○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりする ○授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○嫌な事を言わせたり触らせたりしている ○移動の際など、自分の道具を持たせたりしている ○けんかをするように仕向けている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり、後片付けさせたりしている ○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う ○自分の嫌いな食べ物を押しつける
清掃時間	○雑巾がけばかりさせている ○机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする ○雑巾を絞らせている
放課後	○自分の用事に付き合わせる ○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない児童の様子

様 子 等	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）
動 作 や 表 情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 委員を辞める等やる気を失う ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や 服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている ○ 持ち物、靴、傘等を隠される
そ の 他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ インターネットや携帯電話・スマートフォン等に悪口を書き込まれる ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ○ SNS のグループから故意に外される ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。（インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト）「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている児童は、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は児童の変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている児童が家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「インターネット上のいじめ」にあっている児童が家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする 又は 全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には 徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

*法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(1) いじめに対する組織的対応

いじめの防止等のため、「鶴ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、内灘町教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

また、当該チームは、基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

① いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

- i) 校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーターとする。また、いじめ対応アドバイザー、S C・S S W等の専門的知識を有する者を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

ウ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
 - ・ いじめの早期発見の観点から朝の会での観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
 - ・ いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
 - ・ 学校におけるいじめ相談窓口を設置し、児童、保護者等に周知し利用を促す。
 - ・ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
 - ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、児童への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
 - ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
 - ・ いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- iii) 「鶴ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
 - ・ 「鶴ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校いじめ防止基本方針」となるようにする。
 - ・ 各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等の取組（いじめ

が置きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

iv) 児童会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。

v) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

- ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
- ・PTAや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

vi) SCやSSW等の外部専門家、関係機関等と連携したいじめ問題への対応

- ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、SCやSSW等の外部専門家を活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
- ・学校と警察の相互連絡制度（「いしかわS & Pサポート制度」）の適切な活用や町の少年補導センター、県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
- ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、法務少年支援センター、法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。

vii) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・内灘町教育委員会、関係機関への協力要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該児童の学級担任、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・ 具体的対応策に関する指導・助言
 - ・ 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

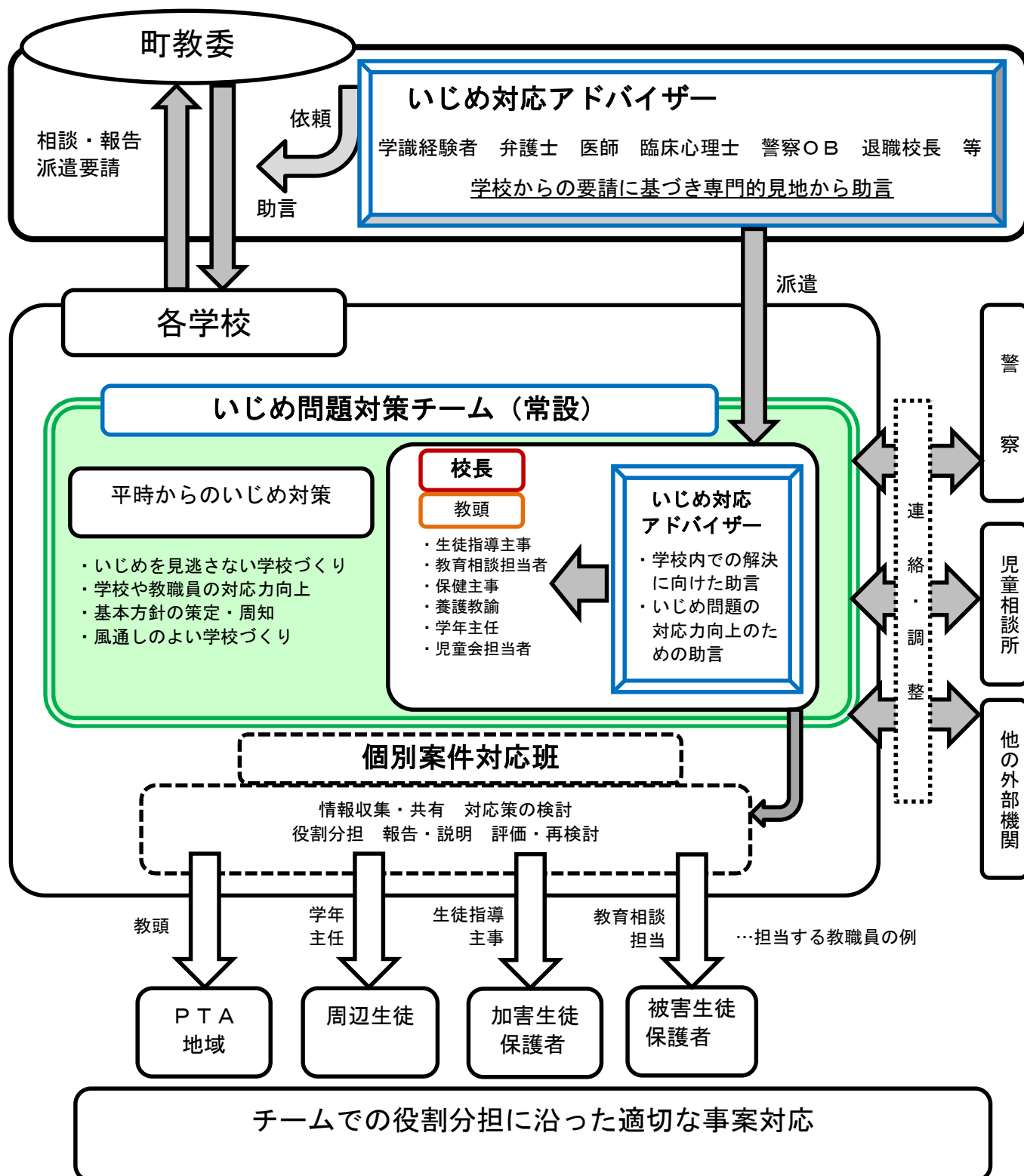
④ いじめ問題に対する校内体制整備

いじめ問題に対する校内体制整備

校長をトップとするチームでの体制

『いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり』

→ 児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整える



(2) 児童や保護者への対応

ア いじめられている児童への対応

【学校】

- ・ いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・ 状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て対応する。
- ・ 必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

【家庭】

- ・ 児童の様子に十分注意して、児童のどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので 自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたうえで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた児童の立ち直りに向けて 保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている児童の保護者への対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている児童の保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3)「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の要件

i) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童に対する・心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の機関が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

ii) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

イ 解消後の見守りの重要性

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大されつつあり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・児童の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・早期発見の観点から、石川県教育委員会の学校ネットパトロールと連携を取り、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・インターネット上のいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアは当然のこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

ネットいじめ等被害時の対応手順

掲示板にいじめ等の内容を書き込まれた

掲示板のアドレスを控え、書き込み内容を保存する



直接

警察・法務局に相談する

掲示板の管理者に削除を依頼する

管理者が不明等の場合はプロバイダ等に削除を依頼する

8 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの児童を救うためには 児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、児童に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において児童に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、児童が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務等

保護者の責務等については、「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている児童、いじめている児童それぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、内灘町教育委員会又自校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、内灘町教育委員会又は自校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報で有る可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、自校→内灘町教育委員会→金沢教育事務所→石川県教育委員会の経路で事態発生について報告する。また、内灘町教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

ア 自校が調査主体の場合

- ・内灘町教育委員会の指導・助言のもと、速やかに自校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該

調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。

- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに自校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 内灘町教育委員会が調査主体の場合

- ・内灘町教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・自校は内灘町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・内灘町教育委員会又は自校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

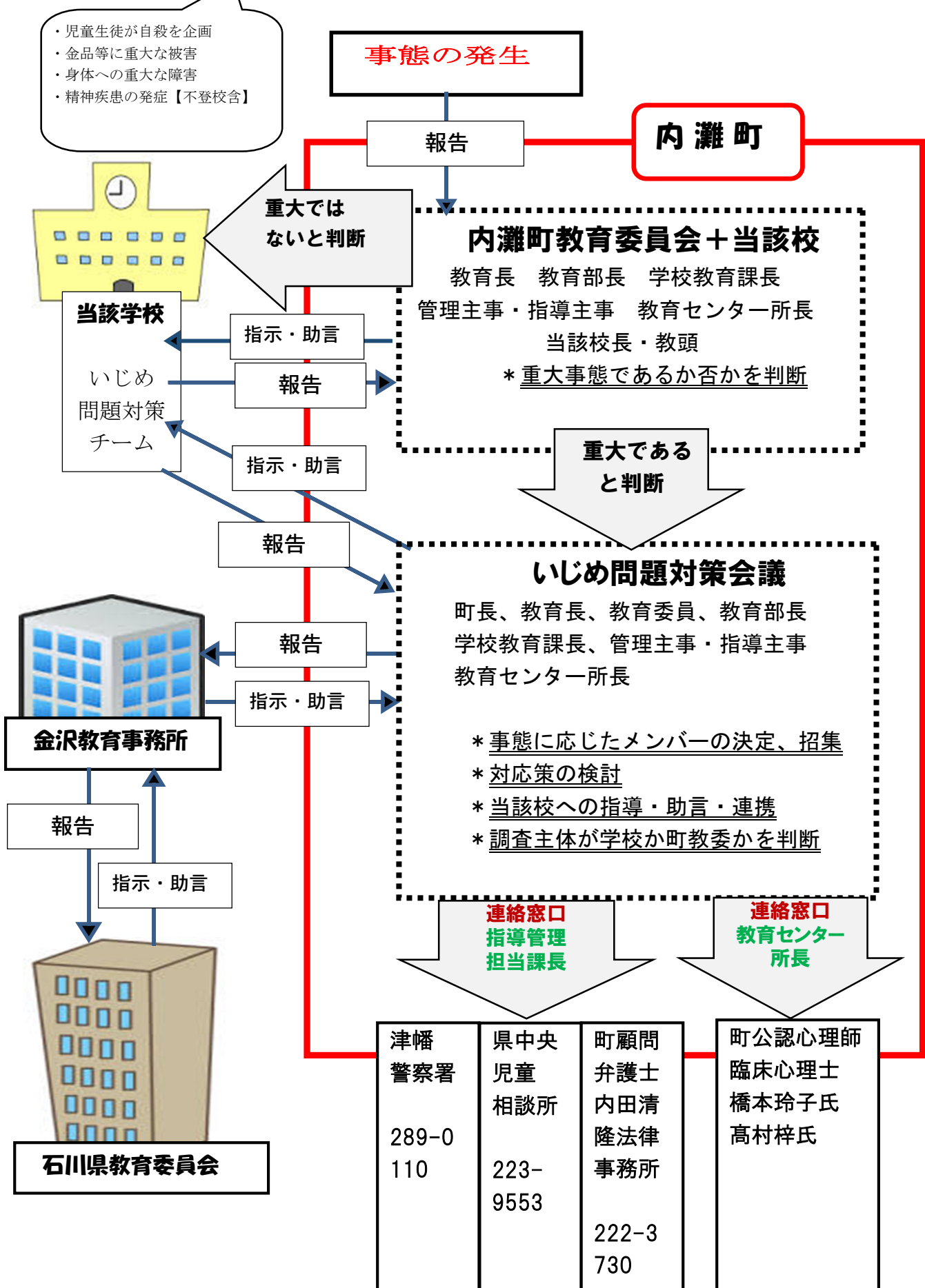
イ 調査結果の報告

- ・自校に係る調査結果については、自校→内灘町教育委員会→金沢教育事務所
石川県教育委員会の経路で報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

内灘町教育委員会及び自校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

重大事態発生の際の町教委としての緊急対応フローチャート



10 年間計画、いじめ問題対策チーム(常設)

(1) 年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
生徒指導	生活のきまり アンケート 街頭指導 地域訪問	アンケート	アンケート (持ち帰り)	アンケート 通知表渡し	校区巡視 いじめ対応研 修	アンケート
特 別 支 援教育	児童理解の会 さくらノート 作成 支援体制作成	さくらノート 面談		さくらノート	支援体制作成	
通年	生活目標 校区巡視 教育相談					

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
生 徒 指 導	アンケート	アンケート (持ち帰り)	アンケート いじめ対応研修 通知表渡し (希望者)	アンケート	アンケート	アンケート
特 別 支 援教育	就学相談		さくらノート		さくらノート 面談	児童理解の会

(2) いじめ問題対策チーム（常設）

（様式1）

令和8年度 いじめ問題対策チーム設置報告書

学 校 名	内灘町立鶴ヶ丘小学校	
職名又は校務分掌等	氏 名	備 考 (外部人材に●) (学校・学区連絡員に★)
校長	関谷 登最宏	
教頭	犬原 真晋	★
生徒指導主事	松村 怜	
教育相談担当	寺山 育実	
養護教諭	寺山 育実	
SC	高村 梓	●
PTA会長	清水 由里佳	●
いじめ対応アドバイザー 生徒指導サポーター	中島 一義	●
上記以外の人材		

※ 外部人材・・・心身や福祉の専門家（SC、SSW等）、弁護士、医師、
生徒指導サポーター、いじめ対応アドバイザー、PTA関係者 等

※ 学校・学区連絡員・・・副校長・教頭、生徒指導主事 等（文部 令和2(2020)年2月7日）

参考資料1 県教育委員会が行う具体的な施策

(1) いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備

ア いじめ相談窓口

学校指導課内にいじめ相談窓口を設置し、専門の相談員に相談できる体制をとることとで、教育相談体制の充実を図る。

イ 「24時間児童SOS相談テレホン」

いじめの問題に悩む児童生徒やその保護者等が、いつでも専門の相談員に相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間体制の相談窓口を設置する。

ウ 教育支援センターにおける教育相談

「やすらぎ教室」における児童や保護者等からの様々な問題への相談活動への支援を行う。

(2) インターネット上を通じて行われるいじめに対処する体制の整備

ア ネットパトロール

児童のネットトラブルを未然に防止するため、「ネットチェッカーズいしかわ」を設置し、掲示板やSNSなどへの書き込み等を巡視する。

イ ネットトラブル指導資料等の活用

ネットトラブル指導資料等を活用し、各学校における情報モラル教育や携帯電話等の危険性などに関する指導を充実させる。

(3) いじめの問題に係る教員研修等の実施

ア 教員研修の充実

「基本研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等）」において、いじめの問題への対処等に関する資質向上を図るとともに、石川県教員総合研修センターの「校内研修サポート事業」により、いじめ問題対策チームの対応力向上を図る。

イ 推進会議等の開催

各学校の生徒指導主事又は生徒指導担当者、教育相談担当者及びいじめ対応アドバイザー等を対象に、いじめの問題に関する課題等について理解を深め、その対策等について協議することで、それぞれの資質向上を図る。

ウ いじめ問題対策事例集等の活用

いじめの問題への対策に係る具体的な事例を集めた事例集等を用い、各学校において効果的な活用を図ることで、各学校における対策の一層の充実を図る。

(4) 学校への外部専門家の派遣

ア いじめ対応アドバイザー派遣事業

学校におけるいじめの問題への対応力向上を図るため、各種専門家を学校の要請に基づいて派遣し、必要な指導・助言を行う。

イ スクールカウンセラー（ＳＣ）等活用事業

いじめや不登校など、児童生徒の問題行動等に対応するため、臨床心理士等をＳＣ又はＳＣに準ずる者として配置し、児童生徒のカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

ウ 生徒支援アドバイザー（ＳＳＷ）派遣事業

いじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、家庭、友人関係、学校、地域など児童の置かれている環境に課題を抱えている場合も見られることから、社会福祉士等をＳＳＷとして学校の要請に応じて派遣し、児童に対する支援を行う。

エ 生徒指導サポーター（ＳＳＷ）派遣事業

いじめや暴力行為など、児童の問題行動に対応するため、学校・警察・家庭裁判所等勤務経験者で、少年非行問題に造詣のある者を生徒指導サポーターとして要請のある学校に派遣し、生徒指導体制の強化を図る。

(5) いじめの問題に係る啓発活動の実施

ア 非行・被害防止講座、非行防止教室等の開催

児童生徒及び保護者を対象とした講座や教室等を開催し、いじめや少年非行の問題の未然防止に向けた啓発を行う。

イ 保護者向け啓発リーフレット

いじめの問題等に関する保護者向け啓発資料を作成・配布する。

参考資料2 いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でPDCAサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切である。

(1) 指導体制

- ・いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。(チーム)
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。(チーム)
- ・いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。(チーム)

(2) 早期発見・早期対応

- ・教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。(教職員)
- ・児童生徒の生活実態について、例えば、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- ・養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。(チーム)
- ・いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- ・いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教員総合研修センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。(チーム)
- ・学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。(チーム)

(3) 教育指導

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。(教職員)
- ・道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童会・生徒会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。(教職員)
- ・いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。(チーム)
- ・いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。(チーム・対応班)
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。(チーム・対応班)

(4) 家庭・地域社会との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画（学校いじめ防止基本方針）等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。
(チーム)
- ・家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。(チーム・対応班)

※ () 内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。